

(様式第1号)

平成26年度 第5回芦屋市青少年問題協議会 会議録

日 時	平成27年2月13日(金) 15:00~17:00
場 所	北館4階 教育委員会室
出 席 者	会 長 廣木 克行 副 会 長 新井野 久男 委 員 守上 三奈子 委 員 中田 伊都子 委 員 大塚 圭子 委 員 重村 啓二郎 委 員 近藤 誠人 委 員 曾和 義雄 委 員 星野 典子 委 員 小牧 直文 委 員 大久保 文昭 委 員 中村 尚代
事 務 局	教育長 福岡 憲助 青少年育成課 課長 田中 徹 青少年育成課 係長 木村 守彦 青少年育成課 主事 無量林 良蔵
会議の公開	■公開
傍 聴 者 数	0人

1 会議次第

- (1) 市民意見公募（パブリックコメント）の結果について
- (2) 子ども・若者計画の原案について
- (3) 提言（案）について
- (4) その他

2 配布資料

- ・平成26年度第5回芦屋市青少年問題協議会 次第
- ・芦屋市子ども・若者計画のパブリックコメント回答（案）
- ・芦屋市子ども・若者計画（原案）P35の追加内容
- ・芦屋市子ども・若者の健全育成に向けての提言（案）
- ・芦屋市子ども・若者計画（原案）
- ・芦屋市子ども・若者計画（概要版）
- ・芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画（後期）実施状況・評価結果報告書

3 審議経過

事務局より、芦屋市情報公開条例に基づき本協議会が公開であり、議事録及び委員名を発

表すること及び配布資料の確認。

4 会長あいさつ

廣木会長：大変お忙しいところ、また寒いところご出席いただきましてありがとうございます。前回の会議が11月4日でした。あれから3か月でしょうか。期間としては長くはないのですが、大変心が震えるような事件が続発しています。しかも、かなり高学歴の若者、それから社会的地位を確立されているご家庭のご子息が、例えば愛知県、例えば和歌山で、かなり経済的に苦しみながらその中でやむを得ず事件に巻き込まれた、引き起こしたという事例とはいささかタイプが違う、かなり深刻な、しかしまた新しいと言ってよいような状況が続いておりまして、その事件のほうに触れながらも、我々の青少年問題協議会の審議の内容と何かとても近いであろう状況、それをイメージしながらお話をうかがいますと、本当にひとつごとではないと言うか、そのような事件を決して起こさないようなまちづくりが、それから若者との関係づくりを、我々は心して議論していかなければならないと本当に思われました。また一方では、幼い子どもの虐待による死亡というような事例も新聞などでたくさん報道されておりまして、青少年問題の根っこにはやはり幼少期の子どもの育ちという大きな問題がありますので、そのあたりも常に意識しながら青少年問題を考えていく必要性があると、ますます差し迫ったというか、必要になっているということをつくづくと思われました。そんな意味で、私たちのつくりました、子ども・若者計画の原案をほぼ確定する方向まで、今日はお話を進めさせていただければ大変ありがたいと思っておりますので、最後まで皆さんよろしくご協力をお願いしたいと思います。

事務局：それでは引き続きまして、本日、今年度最後の青少年問題協議会となりますので教育長のほうから挨拶をさせていただきたいということですので、福岡教育長よりご挨拶をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

(教育長よりあいさつ)

事務局：誠に申し訳ありませんが、教育長はこの後公務がありますので退席させていただきたいと思っております。それでは議事に入りたいと思っております。ここからは廣木会長のほうに議事を進めていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

5. 議事

(1) 市民意見公募（パブリックコメント）の結果について

廣木会長：それでは早速中身に入っていきたいと思っておりますが、前回の協議会で子ども・若者計画の中間まとめについて、皆さんからご議論をいただきました。その後事務局からご案内いただきましたが、庁内の幹事会、本部会、そして教育委員会でのご審議と承認がでまして、そしてまた市議会の民生文教常任委員会でもご報告をいただき、そのあと、パブリックコメントを12月25日から1月24日

まで実施し、皆さんのお手元に資料がありますように、今日はその結果について、まず事務局からご報告をお願いしたいと思います。

事務局：（事務局より市民意見公募（パブリックコメント）の結果についての説明）

廣木会長：ただいま2名5件ありましたパブリックコメントについてのご紹介として、そしてご意見1から5の市の考え方を合わせてご紹介いただきましたが、この内容についてご質問またはご意見ございませんでしょうか。それでは特に無いということで、ただいま事務局からありましたように、内容を拝見しますと我々の考えた案を変更する、変更を求める意見がここには無いということで、基本的には受け止めてそれを改善していく方向でのご意見と受け止めております。市のほうも我々の考え方としても、それに対応するプランを実際に提示しておりますので、この素案のままで今後さらに審議を深めていくということで受け止めたと思いますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。それではただいまのご審議の結果として、パブリックコメントについてはそのような扱いにさせていただきます。それでは続きまして、子ども・若者計画の原案として及び概要版ができておりますので、それについて事務局から説明をお願いします。

（2）子ども・若者計画の原案について

事務局：（事務局より子ども・若者計画の原案及び概要版についての説明）

廣木会長：それでは子ども・若者計画原案および概要版について、まず中間まとめからは大きな修正はないということで、3か所の小さな修正についてはご紹介しましたが、この原案と概要版について特にご意見がある方はお出してください。

新井野副会長：確認なのですが、私は前回欠席していたもので、その部分がとんでいてわからないのですが、本日前もって詳しくいただいた子ども・若者計画の原案は、先ほど事務局のほうからの説明で中間報告から変わっていないということなので、実はこれをいただいて、何か所か確認したいことがあるので、今日聞こうと思ったのですが、前回欠席していて今日そのようなことを聞くというのは、せっかくできあがってきているのに失礼かと思ったのですが、何点かお聞きしてよろしいでしょうか。どうしても教育にかかわる部分のデータのなものについて、少し見させていただいたのですが、わからないところがあるのでお聞きしますと、実はここでお聞きしても教育委員会の学校教育関係の方が事務局にいらっしやらないので、よいのでしょうか。

事務局：疑問点だけ提示していただいて、具体的なお答へは後日担当課と相談してお答えするというかたちでもよろしければ。

新井野副会長：そのようなことでしょうか。すでに会長からお話がありましたように、この原案についていろいろな部局が検討してできあがったものなので、それについてとやかく言うのは失礼かなと思ったりするのですが、私は自分の仕事で関わってきたようなところや関わる部分があったりして、少しどうかなと思うところがありました。1つは7ページ、（3）問題行動の現状（芦屋市）ということ

で、このページに問題行動というようなデータの数字が出ているのですが、これの出典が学校教育課ということになっておりますね。それから他のところは学校基本調査という言葉で出ているところもあります。学校の基本調査というのは、例えば文科省の調査によるものにして、学校を通じたというのは芦屋市独自で取られた調査のデータなのでしょうか。具体的に言うと、例えば7ページのいじめの認知件数というのは。

事務局：これは生徒指導の連絡会、担当者の連絡会をしておりますので、そこで出たデータに基づいてここに記載させていただいたものでございます。

新井野副会長：ですからそのようなところで出たデータというのは、教育委員会が最終的にはまとめるということが通常のやり方です。そのデータの集約の仕方が芦屋市独自のものなのか、とりあえずいじめの件数というのは文部科学省でやっていますからね。この数字だろうとは思いますが、学校教育課となっているので、芦屋市独自のいじめの調査をしているのかなと疑問も出てくわけなのです。それともう1つ、さらに言えば、24年度と25年度のデータはあがっているけれども、3年間は上がっていません。これはこのままでは通らないと思います。なぜこのようになっているのですか。

事務局：それは先生もご存じだと思いますけれども、それまでは各教育委員会が独自につかんでいる発生件数というかたちで数をつかんでいたと思うのですが、24年度から統一されました。

新井野副会長：たしかに、発生件数から認知件数ということに変わりましたが、それは発生件数としてあげたらよいと思います。事件があったから、そのように認知というかたちになったのです。文部科学省のほうが、いい加減な調査ということがあったので、全国の小中学校に再調査をかけたでしょう。やはりそれは載せておくべきだと私は思います。それから、問題行動とはというようにそこに書いてありますが、この問題行動の定義がおかしいですね。刑法犯行為（暴力行為・窃盗・万引き等）ぐ犯・不良行為（家出、飲酒、喫煙等）、無免許運転等の行為をいいます。と言いきっているのですが、問題行動というのは、他にもたくさんあるわけですよね。例えば授業放棄や薬物乱用等いろいろあります。だからそのあたりで問題行動をこのような定義の仕方をして、数字をあげたということは芦屋市独自の調査なのかなと思いました。文部科学省の調査は暴力行為というかたちで調査をかけています。暴力行為というのは、対教師暴力と生徒間暴力と対人暴力と器物損壊、この4項目をあげて暴力行為をしているとあげているから、そのようなかたちであげるのも1つの方法だと思います。だから教育委員会のいろいろな考え方があって、比べているのだらうと思うのですがその辺を少し疑問に思いました。それからもう1つ、いじめの現状のところ、いじめの定義が書いてあるのですが、これは文部科学省の定義にいろいろな形容詞などつけて非常に文章がわかりにくくなっているのです、そのとおりの定義を使うほうがよいと思います。

廣木会長：どうもありがとうございました。大変大事な問題をご指摘いただいたと思いま

すが、この処理については、今後学校教育課のほうともすり合わせながら、適切な対応をしていくということにしたいと思いますが、今のようなご指摘でも十分大事なところですので、お気づきの点がありましたらご指摘いただければ大変ありがたいと思います。

近藤委員：先ほどの問題行動ですが、小学校と中学校の問題行動の定義というのは同じようなものですか。

事務局：同じです。

新井野副会長：多分、無免許運転など小学校ではありえないだろうと思われがちですが、あります。小学生でシンナーを吸うのがありますから。

事務局：先ほど委員の先生からご指摘いただいたのですが、ここの記載上の表現については先生のご指摘の通りなのですが、数字といたしましては、兵庫県のほうに提出しております数字に基づいてここには記載させていただいております。ですから、これのおおもとの調査は文部科学省の調査になると思います。

新井野副会長：ですから、兵庫県に出すということは、国に出すということなのですね。

事務局：その数値をここに掲載させていただいているということでございます。

新井野副会長：ただそれだとすると、しつこいようですが、問題行動とはというあたりの文章が。万引きとは、万引きに特化しているのか、窃盗ですよ。だからそのような部分だけを特化して芦屋市教育委員会だけで調査したのかなというように私は思いました。それはそれでやったらよいと思います。

廣木会長：大変重要なご指摘ありがとうございました。他にどうでしょうか。

中田委員：概要版の計画の趣旨と書いてありまして、期間が書いてあるのですが、期間も計画の趣旨の中に入るのですか。

事務局：3段目の横あきのところ、計画の期間の間違いでございます。

廣木会長：趣旨が2つになっていますね。気がつきませんでした。ありがとうございました。他にお気づきの点、ご質問等どうでしょうか。

新井野副会長：重点目標1の(1)で施策の方向性が2つ括弧にあるのですが、そこに社会的自立に向けた日常生活能力と学力の育成というような項目になっているのですが、実はこの原案を少し見させていただいて、学力に関するようなデータが載っていないと思います。いかがでしょうか。

事務局：データについては、今回はそこまで載せてはおりません。

新井野副会長：学力も知育の部分がないと思っているのです。せっかく国が毎年、全国学力状況調査をやっているのですから、これは向上についてのいろいろな議論があるのは皆さんご存知だと思うのですが、市の全体的なデータというのは出せると思います。学校別は駄目だと思いますが。

大久保委員：芦屋市のホームページに本市の小中学校の結果は上がっています。

新井野副会長：だから過去のデータを載せたらどうなのかなと思います。それがあって学力の育成というこの事業もリンクができると思うし、それともう1つ原案のほうで、26ページに③で、考える力や創造性をのばす教育というところがあって、そこに具体的な教育事業が何項目かあがっているのですが、学力の育成に関する個

別事業というのはどれになるのでしょうか。今頃こんなことを言って大変申し訳ないですけども、一応疑問として発言しております。よろしく願います。

事務局：学力の関係のデータについては先ほどもございましたが学力状況調査をやっていますので、一方で、ホームページ等でその状況については公表させていただいているということで、この計画書の中にまでは掲載してないのです。

新井野副会長：失礼な言い方をしますが、芦屋市は学力が高いから載せなかったのかなと思います。それは冗談ですが。この中には学力の個別事業もないでしょう。

事務局：そうです。

新井野副会長：学力に関しても。いわゆる考える力や創造性をのばす教育というように項目はありながら。例えば、先生方の授業工夫やいろいろな事業もあると思います。

大久保委員：チューターという芦屋市独自で数学のレベルアップということで導入していただいたのはよかったです。また、新学習システムとってクラスを二つに分けて少人数で授業をすることもしています。

新井野副会長：せっかく実施しているので、学校現場の小学校、中学校の事業として載せては。

大久保委員：前によく言われたのが言語活動ということで、国語科を基にして、いろいろな教科において発表や調査をする。また、皆で考えるというのをやっていくことが必要なかと思います。ノーベル賞を受賞された山中伸弥さんの話を聞く機会がありまして、先生の発表の中で、外国の大学生の方はプレゼンテーションが非常に上手。日本の学生の発表は、内容はよいけれど下手だと。日本から離れて海外で頑張るためには、やはりもっともっと自分なりいろいろなものを出していく必要があると思います。

事務局：ありがとうございます。学力状況調査の関係につきましては、載せるとなりますとかなりボリュームがございますので、なかなか直ぐにというわけにはいかないかなとは思うのですけれども、個別のそのような事業につきましては、1度学校教育課のほうと相談してみたいと思います。

大久保委員：でも概要だけを簡単に、例えば数学のA、B、国語A、Bと質問紙があるのですが、簡単にそれを入れれば5、6行になります。

新井野副会長：8ページもありませんよ。平均だけ書けばよいのです。

大久保委員：平均点というのは、だいたい平均を100とすると、そこからは上にあるのか下にあるのか。おおよそ全国や県と比較してでよいのでは。

新井野副会長：点数ではなくて到達率何パーセントで表しているのでしょうか。小学校6年と中3でしたら、算数と国語、数学と国語ですからね。そんな表がいきますね。他のことはいらないと思います。言いだしたらきりがありませんから。

廣木会長：具体的にどのように考えるかということは、少し引き受けさせていただくしかないと思うのですが、例えば、今すでにある努力、やっていること、またはすでにあるデータ、これもなぜ活用しないのかというのは大変重要な指摘だと思います。全体の構成を変えるということは大変難しいわけですが、例えばホームページの〇〇をご覧くださいというような、例えばご案内を何らかのかた

ちで、例えばこの概要の中に1行入れることで、この中にもう1ページ差し込むことは少し難しいけれども、1行を概要版に加えることでそのデータへのご案内をするということくらいは、少なくとも相談にのっていただくことができるのではないかと思いますので、そのあたりのことも検討させていただきたいということと、それから今ご指摘の件、ご指摘の先生は十分踏まえてのご発言のわけですが、要するに学力ということをとりにて、ここに書けという意味ではなくて、ここのタイトルが自立に向けた学力の形成、すなわち人格形成とそれから学力形成ということがバラバラにならないように、そのような視点から見たときに何が問題になるか。それは学力そのものというよりもやはりもう少しプレゼンの能力や表現する能力、読書の力をつけることによって、要は情報をしっかりと読み込む力につなげるなど、何かそのような、いわゆる試験で測定できる学力の問題だけではない、自立に向けて学力というところの新しい展開として、我々おそらくイメージして議論してきたと思うので、そのようなところも十分に今後の処理の仕方として活かしながら、既存のデータをしっかりとみんなが周知できるように、どこかに案内ができるような仕組みを考えることができないかというあたりで進めてもらえないかなと思っています。

事務局：今おっしゃっていただいた方向で、どのような工夫ができるのかということを検討させていただいて、どのようなかたちに具体的にするのかは、事務局のほうにお任せいただけたらと思います。そのようなことでよろしく願いいたします。

廣木会長：他にどうでしょうか。お気づきの点やご質問はいかがでしょうか。

新井野副会長：33ページですが、そこは重点目標2になるのですが、2の(2)の子ども・若者にとって個別的な課題への支援という(2)の大きな項目の中の施策で、①のいじめ防止の推進という項目があがっているのですが、その個別事業が1つなのですよ。いじめというのは言うまでもなく、皆さんよくご存じで、社会的問題にもなっているような大きな問題でもあるし、先ほどのデータの関係もありますし、何か個別事業が1つか2つ、他にないのでしょうか。例えば法律ができたのに絡んで、今の内閣が言っているかどうかはわかりませんが、やはりいじめ防止のためには教育というものの重要性も言われているし、それからご存知のように教育の評価になるというような流れになっています。そのようないわゆる豊かな心の育成的な事業やそのようなものが何かないのですか。

事務局：おっしゃっていただいている内容はよくわかるのですが、法ができましてそれに基づく基本方針を定め、いろいろないじめ対策の関係の仕組みづくりを芦屋市として進めている最中でございまして、そのような関係の象徴的な内容として、この基本方針を定めたということでこの計画書の中には記載させていただいたところがございます。事業としてはこれだけではなく、いろいろ重層的に進めていくということが大事なのだらうと思っていますけれども、書きぶりとして今のところこのようなかたちになっております。

新井野副会長：せっかくやっているものがあるのだから、今回事業としてあげたらよいと思うのですが。

廣木会長：対象のこの1つしか書いてなかった。

事務局：今申し上げましたけれども、他にもいろいろとあるにはあるのですが、今全体としての仕組みを組み立て中ということもありますので、象徴的に書いてあるということでございます。

新井野副会長：これだけだと非常に抽象的でしょう。いじめ防止を推進していくというのは何をしていくのですか。学校でも具体的に何をするのですか。家庭は何をする、地域はということは、この基本方針を読めばわかるけれども、あまり読まないでしょうね。

事務局：書きぶりとしてどういったものがよいのかということで、担当部署と検討したいと思います。

中村委員：人権が尊重される取り組みの推進などの事業も具体的に出ていたりしていて、命の尊さに関する教育などがあがっていますから、そのようなところの事業などもいじめのところにもつながるのかなというように感じます。

廣木会長：今のご指摘のあった全体計画の中に、すでに含まれているもので、何か活かせるものをどうリンクさせるかどうか、つなぐというか、そのあたりを、少し工夫をしていただくということで受け止めたいと思います。

中村委員：次世代育成支援の平成25年度の報告書の中の46ページ、子どもの人権を守るというところで、児童の権利をそれぞれ自分たち自身、いじめをなくすというものも何度か聞いたかと思えますし、命の尊さに関する教育啓発というものも実際に所管から担当課がありながら事業をあげておりますので、そのようなところとリンクするというのもできるかなというように思います。

廣木委員：とても大事なご指摘で、中村委員からご指摘いただいた今気づいたような状態で大変恐縮ですけれども、だいたいこのようなものとうまくリンクできるような仕組みを少し考えていただいて、どう表現できるかは別としてですね、それからこの概要をうまく活かすというか、そのあたりで少し工夫をしていただきたいと思います。他にいかがでしょうか。それから、追加資料の1で、外国人の児童の問題について重点目標2に、項目を追加するというので、子ども・子育てのほうでもこれを加えるという、事務局からのご提案があったようですが、これについて具体的な提案はこれをこれに追加するというのでよろしいかということですね。これについてはどうでしょうか。いろいろとご質問やお気づきの点というのは、特にこれを加えることについて、反対のご意向などがあれば別ですけれども、なければご提案のとおり、これを入れさせていただくということでよろしいでしょうか。

廣木委員：それでは、貴重なご意見、それから十分に審議したつもりではありますけれども、どちらかというと15歳以上、青年にいきさか少し気持ちが集中して議論してきたということもあって、十分な目配りが行き届かなかったところに対する非常に重大で貴重なご指摘だったと思います。これを全体として活かすような方向で具体的なものの処理のほうを事務局には是非お願いしたいと思います。それでは、ただいまご意見とご要望について、事務局のほうで責任をもって処理していただ

くということをお願いをいたしまして、次に、今後の予定に対してですが、事務局のほうからよろしいでしょうか。

事務局：ご指摘いただきましたじめの関係につきまして、いくつかあるのですが、調整してまた検討させていただきたいと思います。そうしましたら長時間にわたります、計画策定についてご協議をいただきましてありがとうございます。今後の予定といたしましては、庁内で2月17日になるのですが、庁内幹事会、24日に本部会、3月6日に教育委員会に最終諮りたいと思っております。3月初旬の市議会の委員会のほうで報告させていただいて、その後市民の皆さまに広報をするという流れになります。幹事会、本部会、教育委員会という中でもし修正がありましたら、事務局のほうにご一任いただくことをご了承いただきたいと思いますが、もし趣旨等に変更がございましたら、皆さまにもご連絡させていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。あと、ご相談といいますか、皆さまにお諮りしたいのですが、この計画に愛称をつけるのかどうかということなのですが、市の中にもいろいろな計画がございまして、概ねといいますか、最近の取り扱いとしては、愛称をつけることが多くなっております。次世代育成支援対策推進行動計画につきましては、子育て未来応援プランであるとか、高齢者の計画であればすこやか長寿プランであるとか、男女共同参画の関係であればウィザス・プランだとかいろいろな愛称がついているわけがございますけれども、この子ども・若者計画にも愛称をつけるのかどうかということなのですが、皆さまのご意見をうかがえたらどうかと思っております。いかがでしょうか。

廣木会長：愛称の件については事前に皆さんにはご案内をして。

事務局：つけたほうがよいということであれば、少し考えてきてくださいということも合わせて申し上げていたかと思うのですが、事務局のほうで思いつくままに書きなぶった例もありますので、お配りさせていただきたいと思います。こんなものよりこちらのほうがよいという案がありましたら、お知らせいただけたらと思いますし、ただ今回の計画自体は今まで、子ども・若者計画というかたちで非常にシンプルに言ってきておりますので、それ自体を活かすということもよいかと考えております。その辺についてご意見いただけたらと思っております。いかがでしょうか。なかなか決まりにくいとは思いますが、本日の協議会が終わりました後で、ご意見いただいても構わないかなと思うのですが、各委員の了承を得るという手続きが少し難しいかなというようにはなるのですが、協議会の後でいただいたご意見について、事務局でまとめさせていただいて、それがよさそうであれば委員に連絡させていただく、なければシンプルに子ども・若者プランというようなかたちで行かせていただくというようなことでよろしいでしょうか。

廣木会長：今のこの表題通りの、芦屋市子ども・若者計画というそのままの趣旨と理解していくということよろしいでしょうか。

事務局：子ども・若者計画でいくか、子ども・若者プランでいくか、そのあたりで、ご意見がなければそのままの趣旨でいこうと思っております。表紙はもちろんそれを決め

た記載になっていくということになろうかと思えます。そのようなところでよろしいでしょうか。時間もありますので、なければそのようなかたちにさせていただけたらと思えます。

廣木委員：それでは今日は全員の委員さんが集まって、なかなかお忙しい中で本当にこのように皆さんがお集まりするのはなかなか大変なわけですが、これを決定する最後のところで皆さんにお集まりいただいて本当によかったと思えます。以上いろいろご審議いただいたところで、子ども・若者計画についての原案の協議を、今回5回目ですが、今回で終了ということになります。それを終了するといっても、今貴重なご意見をいただきましたので、それを宿題として、事務局としては重く受け止めていただいて、可能な方法でそれを活かす工夫を是非していただきたいという、その但し書きを含めてここで子ども・若者計画の原案についての協議のほうの終了を宣言するということになるのですが、以上でよろしくお願ひいたします。なおこの会議の中で度々言ってまいりましたけれども、いろいろな貴重なご意見、とくに子ども・若者の問題に触れてご意見をいただきました。また芦屋市の中でのご経験を踏まえた大変重要なご提言もありました。それを我々の青少年問題協議会からの提言として、いろいろな部署に出して行って、今後進行管理を進めていく上での重要な1つの指標、内容として活かしていきたいということを考えまして、情報発信のための提言をしたいということは何度も述べてまいりました。この間の議事録をずっと拝見させていただいた上で、事務局のほうで取りまとめてくださいましたので、それをただいまからご提案いただきまして、この提言はもちろん今日中にまとめなければいけないというのではなくて、さらに具体的に増やしたい、それから文言をさらに練り上げたりしながら、各部署にインパクトがあるようなかたちでお示ししたいというように思います。先ほどのご意見もこんなところにも十分な意を反映することができるようにも考えておりますので、いままでの議論を踏まえた事務局からのご提案をよろしくお願ひします。

(3) 提言(案)について

事務局：(資料説明)

廣木会長：ありがとうございました。ただいま事務局から今までの議論に基づいて、その提言の案を説明いただきました。すでにご覧になっている部分と今日プラスアルファできたのがございますけれども、すべて全体についてご質問やご意見、提言など、原案の中だけでは十分表現しきれなかった部分を、一步突っ込んだかたちで、提言というかたちで表現しようとしたわけですが、このような表現でよろしいかどうか、またはこれに盛りきれないものを第6項目としてつくるべきではないかというようなこともございましたら、率直にご意見をだしていただきたいと思えます。

大久保委員：上から3行目の「生き生きとした社会に」がよいのではないですか。

廣木会長：他にお気づきの点やご要望、ございませんでしょうか。私自身このようなかた

ちでまとめた経験がないものですから、初めてのことなのですから、ここは少し踏み込み過ぎではないか、もう少し踏み込んでよいのではないか、そのあたりご経験豊かな方からご助言、ご指摘いただけると大変ありがたいのですが、何かございませんか。

中田委員：この提言は、この1番上のところに書いてある市長及び各関係機関の長のみがこの提言をみるということですか。

事務局：計画ができましたということは広報でも周知させていただきたいと思っております。そのときに、こちらも合わせて周知できたらよいとは思っておりますけれども、ただボリュームが結構あるものですから、その辺少し工夫が必要だとは思っております。項目だけでもこのような提言があったということはできるだけ、一般の方にも含めて周知したいと思っております。

廣木会長：提言が今後どのようなかたちで活かされるのかどうか、大事なところだと思うのですが、市長や各その長にももちろん発信するだけではなくて、市民に向けても発信するというと同時に、先ほども少し触れましたけれども、今後進行管理について我々もさまざまな事業がどこまで進んでいるかということをチェックする機会があるかと思っておりますけれども、そのようなときに、あの提言のこのようなか所についてはどう理解されたのか、我々のほうがチェックしていくときの、重要な1つの指標にもなると思っています。そのような活かし方を含めて、やはり何かこのようにこんな議論があったということをかたちにも残したいというように思っています。

中田委員：個人的にもなりますけれども、地域の人や市民がみることがあるのかご質問させていただいたのですが、提言がとてもよいなと思っておりますが、地域の方にお知らせをしていないと、何か役に立たないのかなと思ひまして、それで少しこのように広められるかなと思ひ質問しました。

廣木会長：それでは一応若干の時間をとって皆さんにご議論いただいたわけですが、このようなかたちで、まず、最初の提言を発信するというご了承いただければ、最初はこの5点で発信したいと思います。さらに今後、これに追加して配信していきたいというご提案もありましたので、実際にこれを活用しながらもっとよい方法があるのではないかと発信の仕方についても工夫をしながら我々の提言が意図するところを言葉にして出していくということ、今後も、これからは続けていけるようにはしたいという思いです。

大久保委員：1ページの(1)、子ども・若者の遊び場のところなのですが、気になるのが、「高学歴を志向する傾向の強いまちでは」というような、そこまで書く必要があるのかなと思ったのと「傾向があると考えられます」というように決めつけていますよね。「傾向があるのかもしれませんが」などぼやかしたほうがよいと思います。

廣木会長：ありがとうございます。そのようなご指摘が大事だと思います。

大久保委員：実際たしかに全国平均は低いことは低いのですが、とても低いかというところでもないです。数値的に何パーセントか、本当に数パーセント低いで、そ

の子が、運動能力が劣っているからということではないです。ただ遊び場所がないなどいろいろなことが、学校などでの努力が足りないのもあるのかもしれないですが、何か一概にこの理由だけではないですけれども。

新井野副会長：学力重視で体力軽視であると決めつけている。体力も学力もそうですが、体力をつけるのは学校の責任でもある分はあります。学校教育にかえてくる部分はあるかな。それがあるからどうのこうのと言う訳ではないです。

廣木会長：発信するにあたっては非常に大事なことで、決めつけでは問題ありますから。

事務局：強いという言葉を取りましょうか。

大久保委員：高学歴というのを出したいのですか。

事務局：議論に基づいてこの文章をまとめていますので、このような議論が協議会であったということですよ。

廣木会長：具体的に今日ここでもって大事な具体的な修正案というものがあって、出されればそれはそれで大変ありがたいですが、それが無理だとしても、ここについては今後の詰めで少し表現を修正することがあり得るという含みで、今日はここでは了承しておいてください。今のようなご指摘、他の文章のところをご覧になって少しこれは決めつけすぎできないか、少し踏み込みすぎではないかというようなことで、もしお気づきの点がありましたらお願いします。

小牧委員：苦情処理の部分で、行政機関は問題の一方の同調する結果を招きまではよいのですが、裁判官のいない裁判ともいえる状況にいう部分があります。苦情もしくは相談者と相手方との関係で、もちろん相談者からまず聞くのですが、相談者の方が自己中心的な考え方ではないか、例えば、子どもの遊び場で子どもの声がうるさいということではどちらの人間が正しいかというのは苦勞するわけなのです。それで、裁判官のいない裁判にならないように一生懸命します。それぞれの規範意識がどちらかが欠けている場合があったりして、社会常識が通用しない、というような場合があって苦勞しています。言った人が丸で、言われた人がバツというにはならないようにするのですが、そのために一般的な提言でそのようなことがないように、相談者自身も考えてほしいというところがあります。ほとんどの場合、行政機関はあなたが丸だ、バツだということは言わないのですが、要は、違法行為でなければどちらが正しいの、どちらが社会的常識に合っているのということではしか言いようがない部分があります。ここら辺の文書も言ったもの勝ちというようなことではないのですよということを書いてほしいなという気はします。提言してほしいなと思います。

新井野副会長：ある意味直接的な書き方ですね。おっしゃったように、言ったもの勝ちという捉え方ですね。

小牧委員：言ったもの勝ちということは、言ったほうは認識していないのではないですか。なかなか納得しない部分があるなど、そのようなことはあらかじめみんなの規範意識のある社会的常識を掲げてくださというように提言していただきたいと思えます。

新井野副会長：「行政機関が問題の」から「失ってしまうことになります」という部分で、何

か別の表現はないのですか。

事務局：このようなことがあるので、それを考える場を設定するということを提言しているということだと思います。そのような仕組みづくりが大切ですよということ提言しているということです。

新井野副会長：裁判官のいない裁判ともいえる状況というあたりがひっかかるのではないですか。何か別の表現はないですか。

大久保委員：書式に問題があると思います。縦と横が同じような幅ですよ。もうすこし字を小さくして横幅を広げるなどして、ここはゴシック体、こちらは明朝体でしょう。この明朝体のほうが結局、文章がひろいにくい。その文章も細ゴシックか丸ゴシックなどにすると、少し柔らかく見えるのだけれど、明朝体だときつく思えます。

事務局：明朝体の部分はまず補足説明でありますので。

大久保委員：そうでしたら字自体を小さくして、横の長さを長くすれば非常に見やすくなるのではないですか。横の幅を広げたほうが読みやすいと思います。

事務局：その辺は工夫したいと思います。

廣木会長：これまでの議論の中から、その議論を掘り起こしながら、事務局のほうでこのような発言があったということ、本当にまとめているので、むしろこのような趣旨として表現し直したほうがよいというのが今のご提言だったと思います。そこをどのように扱ったらよいかも含めてなのですが、裁判官のいない裁判ともいえるという、このようなたとえはあまりふさわしくないと、この場には、あまりにも直裁すぎると、確認はあったかもしれませんが、表現はもう少し多くの人に受け入れられる表現に変えたいねという、そんなご指摘でもあったらと思いますので、ここは是非、工夫をしたいと思います。それから今のこの文章とは趣旨が少し違いますけれども、苦情を言うことはいけないわけではないですが、しっかりと規範意識を持って、相手に通じるようにしっかりと話してほしいという。

小牧委員：苦情というのは誰が何を言ってもよいと思いますが、ただ苦情というのは相手の立場があって、誰のための立場か、これは苦情を言った人がその通りだということもあるし、自分の得になるから、損になるからということではなくて、いろいろなパターンがあるでしょうけれども、黒字で書いたところが正しくその通りであって、その設定をして、それはこの苦情だけれども、これはやむを得ない苦情なのだ、それは勝手な話なのだという、そのようなものも含めて地域でやって、例えば先生からあったみたいに「祭りやから太鼓の音もしている」この時期はよいではないか、悪いではないか、いやこの時期でもいけないのではないか、といういろいろなみんなの相違があると思います。相違があって、この時は良い、やむを得ない、いろいろあると思うのですけれども、みんなが地域で考えていこうというのがすべき話だと思います。そこでいくと裁判官のいない裁判として多数決が正しいということがあったりするのではないですか、言ったもの勝ちみたいなところで。だからそれだけは駄目ですよと、だからみ

んなで合意形成していきましょうねという部分がもう少し書けたらどうかと思いました。

曾和委員：3と4とを引っ付けて、このくらいのグループにしたらどうですか。3と4は基本的には同じことなので、分ける必要はないのではないかと思います。

廣木会長：たしかに3も1つのクレームに対する対応ですからね。

大久保委員：太字のこの部分なのですが、(1)は確保すること、(2)は進めること、(3)は取り組み、(4)は設定する、バラバラですよ。することのことはいらな
いんです。する、で統一したほうがよいです。

小牧委員：苦情の言えない社会はダメだと思います。苦情はもちろんあるわけで、それは間違いのないようにしておく。

廣木会長：今の3と4を趣旨として一体化できるのではないかとというようなご意見も含め、それから裁判官のいない裁判ともいえるというのはかなり具体的すぎるイメージが強いので、会議の中ではこの発言はあったかもしれないですが、ここの表記としてはもう少しここは工夫したほうがよいという、そういったご意見も非常に大事なご意見だと思います。そのことも含めて、この3と4を例えば融合して、コンパクトな文章にまとめていくというようなことをする場合、ここで文言まで一緒に検討するわけにはいきませんので、事務局のほうでお引き受けくださって、改めて委員の皆さんにご提案いただいて、一定期間ご意見を集約してまとめていこうということは可能ですか。

事務局：それはできます。いろいろご意見いただいたことに応じて、事務局のほうでまた改めて練り直していきたいと思います。そのような意味で今日せっかくですから、いろいろなご意見をどんどんいただきたいと思います。

新井野副会長：各項目についての説明文章は、ずっとやってきたこの会議の中でいろいろな委員の方が言われた言葉をできるだけそのまま表現しようとしてまとめたものな
のですか。

事務局：表現は変えているところもちろんありますが、そういった趣旨を汲みながら書いたということです。

新井野副会長：まさに裁判官のいない裁判というような言い方というのは、たまたま委員がおっしゃったことだと思いますが、悪いことではないのですが、それでよいのですが、そのようなことを組み入れて、このようなまとめかたをしたという、なかなか文章を読んでいて疲れますよね。そのような皆さんのおっしゃった言葉で表すことがよいのか、そのようなものを組み入れて、事務局のほうで、まとめたかたちの文章にするほうがよいのか、よくわからないのですが。

事務局：その辺は難しいですが、できるだけ最終的にはこの協議会の提言ということになりますので、合意形成がとれる表現をうまくしていきたいと思います。

大塚委員：2番目の健全な家庭づくりへの支援を進めるというところで、最後から4行くらいですが、親子関係を母子だけに限定せず、両親がしっかり研修を受けてということなのですが、私は市民の立場でこの提言をもらったとき、そしてプラス私が母子家庭だったとき、この両親という言葉がとても辛く感じるように思

います。今の多様化している社会の中でも、いろいろな方がいろいろな子育てをしていらっしゃると思います。両親、お母さん、お父さん、そしておじいちゃん、おばあちゃんも、ひょっとしているかもしれません。両親の研修という言葉が本当に今の社会的にどうなのでしょうかという思いです。

廣木会長：今のご指摘の趣旨と、それからここの表現の仕方を工夫して、親になるうえでの研修や学びが必要だという趣旨のところとうまく調和がとれるようなかたちで表現ができないかどうか、そのようなご提案と考えてよろしいですか。

大塚委員：はい、本当「親」ですね。お父さん、お母さん限らず。

廣木会長：限らず「親」というようにして、母親、父親と限定しないで。

大塚委員：子育てをしていく大人というか、ご家庭によっては、おじいちゃん、おばあちゃんもあるかもしれません。そういう意味では、そのような言葉で限定をするのが少し辛いかなと思います。

廣木会長：このように表現する場合と、率直にお互いが知っていることをもとにする中で出てくる言葉とは区別して表現しないと、誤解が生じるということもありますから。

大塚委員：もう1つ、北欧ではこの事例を書いているわけですが、下から4行目の「徹底しています」ここまでが北欧の事例なのですよ。

事務局：その後の言葉を特に表現に気をつけてというところですね。

大塚委員：北欧の例をここまで出さなくてはいけないのかとったりもするのですが。

廣木会長：ここのところは私が、たしか紹介させていただいたところなので、特に学力検査でもってフィンランドがいつも上位に出てくるということを少しご紹介したときに、実は学力問題だけではなくて、離婚問題も非常に深刻な状態で、フィンランドは80年代の前はありましたけれど、それを解決するという具体的な取り組みの中で、離婚問題を解消することができるような取り組みと、子どもの学力の取り組みが同時に進んでいたというので、そのような事情をご紹介したことを、このような表現にしてくださったのだと思いますので、事例ももう少しコンパクトでもよいかと思います。今のご意見、「親」として成長していくうえで様々な研修や学びの場をもっていくことが大事だという趣旨、そこは了解いただいて、例えば北欧の例をたとえにするにしても、もう少しコンパクトに抽象的な表現に変えること、そして、親子関係を母子だけにという下の4行については、母子や父子などということを限定的に捉えなくても済むような、親と子というような文章を練り直すということで、ご提案を受け止めてよろしいでしょうか。

大塚委員：はい。

廣木会長：ありがとうございます。どうでしょう。やはり青少年問題協議会からの提言として出すとなると、一定の幅広い了解を得られる内容がふさわしいと思いますので、本当に率直なご意見ありがとうございます。それでは、これは今回で決まるということではないので、今の提言、ご意見・ご要望を含めて、事務局のほうでもう一度練り直していただいて、それをもう一度委員にまわしていただ

いて、そのようなことを繰り返しながら、しかるべき時期に提言として取りまとめるということで、今日のところはここまでにしましょうか。よろしいでしょうか。

事務局：そうしましたら、この場だけでは時間が非常に限られた中でということになってしまいますので、この協議会が終わりました後にも、各委員でご意見、気になるところ含めてございましたら、事務局のほうへご連絡いただくことと、それをお願いして、それを取りまとめるようなかたちで次回また、事務局のほうから案を提示させていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

廣木会長：ありがとうございます。それでは会議の次第でいいますと、その他になりますが、情報交換ということで、今までいろいろな皆さんからご発言がありましたけれども、今日は何かありますでしょうか。それではないようですので、次回の協議会について事務局から連絡をよろしく願います。

(4)その他

事務局：(次回の協議会について説明)

新井野副会長：前から思っていました、この協議会の委員についてですが、関係行政機関の中で、芦屋市のほうからは教育委員会の社会教育から来ていただいているのですが、学校教育関係がいらっしやらないですね。私も結構質問したりする中で、やはりこのような場で幅広く考えていかなければいけないのですが、学校教育に関する部分も結構あるので、今日のようにいろいろすることがあったときに、委員がその場で答えることがよいのかどうかということは別問題になりますが、委員として出てもらえないのか、それが無理ならば、事務局としてそこに、今日は教育長がいらっしやらないのだけれど、教育長がいても多分難しい部分があるので、司会担当の方でも、部長さんなどが居ていただけるような、そのような会にできないものかどうか。

事務局：また検討させていただきます。ヒアリングにつきましては、検討の上、具体的な日程調整につきましては、また改めて事務連絡というかたちで事務局から願いたいと思います。よろしく願いいたします。予定については以上です。

6. 閉会

廣木会長：よろしいですか。それでは、これが本年度最後の会議ということになりました。5回の協議会を続けてまいりまして、不慣れな会長ゆえになかなかまとまるところが十分につかまりきれなかったのではないかと心痛い思いがございますけれども、とにかく皆さまのご協力でここまで会議を重ねていくことができたことを心から感謝しております。特に今回は事務局のほうに最後の最後までたくさんの宿題をいただきました。これからまだ事務局の仕事は重く続きますけれども、我々のほうとしても是非事務局からきたものに対しては早めに、前向きに答えることで、事務局の仕事を支えて協議会としてがんばっていきたいという思いです。以上をもちまして、青少年問題協議会を終了させていただきます。今日はどうも

お集まりいただきましてありがとうございました。

以 上